

委任状

委任状は、「委任者本人様」が「すべて自筆」でご記入下さい。

伊豆の国市長あて

令和____年____月____日

＜委任者＞ 住所(住所変更の場合は旧住所を記入)

委任

氏名: (生年月日 年 月 日)

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

＜代理人＞※実際に窓口に来る方(運転免許証等、本人確認できる書類をお持ちください。)

住所:

氏名: (生年月日 年 月 日)

委任事項《該当の□に、✓点を付けてください。》

☐ 住民票の取得に関する事

☐ 世帯全員

☐ 個人:氏名 (生年月日 年 月 日) のもの

・本籍の記載 ☐ 要 ☐ 不要 ・続柄の記載 ☐ 要 ☐ 不要

・個人番号 ※個人番号を記載する場合は、代理人に直接交付できません(本人様あてに郵送します)。

☐ 要〔使いみちをご記入ください: 〕 ☐ 不要

☐ 戸籍証明書等の取得に関する事

本籍地: 筆頭者:

☐ 謄本(全部事項証明) ☐ 抄本(個人事項証明) ☐ 改製原(除籍)謄抄本 ☐ 身分証明書

氏名 (生年月日 年 月 日) のもの

☐ 住民異動届の手続きに関する事

☐ 転入 ☐ 転出 ☐ 転居 ☐ 世帯分離 ☐ 世帯合併 ☐ 世帯主変更

☐ 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険 ☐ マイナンバーカードの記載変更

☐ その他

暗証番号(数字4ケタ) 住民基本台帳用

()の取得・手続きに関する事

委任者が記入できないとき

※委任する人(本人)が委任状をかけない場合は代筆者(窓口に来る代理人以外の方)が委任状及び代筆証明書も記入して下さい。代筆証明書には委任者本人の拇印をしてください(委任者・代理人・代筆者はすべて別の人です)

代筆証明書 ※代筆者が記入してください

本人は下記理由により自署できないため、本人の意思を確認の上、代筆しました

理由

住所

氏名(自署)

※自署できない理由は委任者の身体の状態等を具体的にご記入ください。

委任者 拇印

※偽り、その他不正の手段により虚偽の届け出を行った場合、過料及び罰金・懲役や損害賠償等を負うことがありますのでご注意ください。

委任状（記入例）

委任状は、「委任者本人様」が「すべて自筆」でご記入下さい。

委任状を記入
した日付

伊豆の国市長あて

代筆の場合は、代筆者が委任状及び代筆証明書すべてをご記入ください。

令和 2 年 5 月 4 日

＜委任者＞※本人

委任

住所：伊豆の国市長岡〇〇番地 〇〇アパート 101号

氏名：長岡 太郎

（生年月日 S5 年 1 月 1 日）

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

＜代理人＞※実際に窓口に来る方（運転免許証等、本人確認できる書類をお持ちください。）

住所：伊豆の国市田京〇〇番地

氏名：大仁 花子

（生年月日 S50 年 10 月 15 日）

委任事項《該当の□に、レ点を付けてください。》

委任する手続きをチェックし、必要事項を記入してください。記入漏れがないように十分ご確認の上ご記入ください。

☒ 住民票の取得に関する事 ☐ 住民票記載事項証

☐ 世帯全員

☒ 個人：氏名 長岡 太郎

（生年月日 S5 年 1 月 1 日）のもの

・本籍の記載 ☒ 要 ☐ 不要

・続柄の記載 ☐ 要 ☒ 不要

・個人番号 ※個人番号を記載する場合は、代理人に直接交付できません（本人様あてに郵送します）。

☐ 要〔使いみちをご記入ください：

〕 ☒ 不要

☐ 戸籍の取得に関する事

本籍地： 筆頭者：

☐ 謄本（全部事項証明） ☐ 抄本（個人事項証明） ☐ 改製原（除籍）謄抄本 ☐ 身分証明書

氏名 （生年月日 年 月 日）のもの

☒ 住民異動届の手続きに関する事

☒ 転入 ☐ 転出 ☐ 転居 ☐ 世帯分離 ☐ 世帯合併 ☐ 世帯主変更

☒ 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険 ☒ マイナンバーカードの記載変更

☐ その他

暗証番号（数字 4 ケタ） 0 3 2 1 住民基本台帳用

（ ）の取得・手続きに関する事

委任者が記入できないとき

※委任する人（本人）が委任状をかけない場合は代筆者（窓口に来る代理人以外の方）が委任状及び代筆証明書も記入して下さい。代筆証明書には委任者本人の拇印をしてください（委任者・代理人・代筆者はすべて別の人です）

代筆証明書 ※代筆者が記入してください

本人は下記理由により自署できないため、本人の意思を確認の上、代筆しました

理由 高齢のため手が震えて文字を書くことが困難なため

住所 伊豆の国市四日町〇〇番地

氏名（自署） 蘆山 次郎

※自署できない理由は委任者の身体の状態等を具体的にご記入ください。

委任者 拇印

委任者本人
の拇印

※偽り、その他不正の手段により虚偽の届け出を行った場合、過料及び罰金・懲役や損害賠償等を負うことがありますのでご注意ください。